

令和 8 年度第 2 回革新的作業システム実証推進事業 公募要領

令和 8 年 8 月 1 4 日
大分県農林水産部林務管理課

1. 事業の概要

(1) 背景

県内では主に車両系の高性能林業機械が普及したことで、安全性や素材生産性を向上し、労働負担を低減してきました。近年は循環型林業が本格的に行われるようになり、年齢構成の平準化に向けた大径材の活用や早生樹による再生林の推進などの取組が推進されているところです。

しかしながら、近年車両系システムによる素材生産性はほぼ横ばいで推移しているほか、安全で効率的な作業がしやすい傾斜 30 度未満の緩傾斜地の主伐再生林が積極的に行われたことで、資源が残存する緩傾斜地は減少し、将来的に急傾斜地の施業が増加することに伴い、安全性と素材生産性の低下が懸念されるようになってきました。

一方で、急傾斜地に対応可能な無人化機器等の開発が進み、労働負担の低減や安全性の向上が期待され、今後現地への導入が期待されています。

また、傾斜に関わらず最新の林業機械の性能は日々高まっており、安全性や生産性を上げていくためには、導入するのみではなく、性能を発揮させる利用方法の確立も必要となっています。

(2) 目的

本事業では、最新機器の実装に向けた具体的検討や、機器の共同利用など機器の効果的な活用に向けた実証等を通じて、循環型林業における安全性・素材生産性が高まるなど、林業経営体が高性能機器を積極的に導入し、利活用できる環境の整備を目指した革新的な作業システムの実証を行い、成果を県内の林業経営体や林業機械メーカー等と共有するために行います。

2. 公募内容

次の条件を満たした実証事業に要する経費の一部を補助します。

①実証内容

- ・最新の機器の実装や既存機器の効果的な利用に向けた作業システムを実証し、安全で効率的な循環型林業の推進に資すると認められる取組

※実証した内容は県内の林業経営体等に対して研修会を開催していただきます。

②事業実施の条件

- ・実施に当たり、林業機械メーカー等と連携しながら行ってください。

③事業の実施期間

- ・補助金の交付が決定した日から令和 9 年 3 月 20 日まで

3. 補助の内容

- ・事業を行うにあたって次表の経費が対象となります。

補助対象経費	
ア	賃金
	臨時的アルバイトの費用等
イ	人件費
	作業システムの実証及び研修会の実施（準備を含む）に係る従事者の人件費
ウ	報償費
	専門家・講師等に対する謝金等
エ	旅費
	専門家・講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な交通費等
オ	需用費
	資料印刷費、必要最低限な消耗品の購入費、原材料及び副資材購入に要する経費（当該年度内に使用するものに限り、売上等によって回収されるものは対象としない。）等
カ	役務費
	事業執行上必要な電話、プロバイダ使用料等の通信費や郵送、宅配便等の運搬費用、広告・宣伝の費用、イベントの保険料等
キ	委託料
	事業の一部を外部に委託するための経費
ク	使用料及び賃借料
	事業執行上必要な備品のリースに要する経費、会場等の借上げ料等
ケ	備品購入費
	事業執行上必要な備品の購入に要する経費（予定事業における継続使用を前提とし、リースが不可能なもの又はリースが可能であるが購入した方が安価なもの及び補助額の過半を占めない少額のものに限る。） なお、事業実施主体が主体となる組織に参画する法人等から調達する場合には、利益排除による原価での取得とすること。

※人件費を計上する場合には、当該従事者の前年度給与（基本給及び賞与、手当等は除く）を就業規則による従事日数で割った単価を用い、本事業で従事した日数分を計上するものとする

- ・補助率：2/3以内、上限500万円以内

4. 募集期間

令和8年8月19日（水）～令和8年9月18日（金）※17時必着

5. 応募資格

応募者は、次の（１）～（８）の要件を満たす必要があります。

- （１）県内の登録林業経営体（大分県林業経営体選定・登録・公表実施要領により選定された登録林業経営体、育成林業経営体を含む）または代表等主要な団体構成員が登録林業経営体で構成された団体
- （２）応募を行おうとする者が実証グループの場合は、代表機関を選定するとともに、代表機関に所属する者の中から当該課題の実証計画の企画立案、実施、成果管理を総括する代表者であり、本補助事業に係る代表者（補助金申請予定者）（以下「実証

代表者」という。)を定めなければならない。なお、代表機関は、法人格を有していなければならない。なお、応募を行おうとするものが登録林業経営体である場合は、代表者が実証代表者となる。

- (3) 実証計画の調整・実施に当たり、知事の指導・助言に対し、速やかに対応すること。
- (4) 実証試験結果に関するデータについて、知事に提出すること。
- (5) 見学や研修等について、森林経営及び実証課題の実施に支障のない範囲で積極的に実施すること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6. 応募手続き等(応募から着手までの流れ)

令和 8 年		県	応募者
8 月	中旬	①募集の開始	計画書の作成 （電子申請）
	下旬	問い合わせ対応	
9 月	上旬		
	中旬	応募締め切り（9 月 1 8 日）	
	下旬	②審査会の開催	審査会準備の対応
1 0 月	上旬	③審査結果の通知	補助金交付申請 （以下採択された事業者）
	中旬	④補助金交付決定の通知	
	下旬		事業の開始

①令和8年9月18日(金)17時 応募締切

・提出場所(電子データを提出いただきます)

大分県農林水産部 林務管理課 林業普及指導班

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

(電話) 097-506-3827 (FAX) 097-506-1765

(E-mail) a16050@pref.oita.lg.jp

本件に関するお問合せは、応募の締切りまでの間、上記問い合わせ先において、開庁日の9時から17時まで（12時から13時を除く）受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。

- ・提出部数：事業計画書（別紙1）1部（関係資料含む、電子データ）

②令和8年9月下旬 応募のあった事業計画の審査

- ・審査及び選定

事業計画書により審査を行い、予算の範囲内で選定して決定します。

なお、審査に当たり、応募者に説明や資料の提出を求めることがあります。

③令和8年10月上旬 採択機関の決定・公表

- ・選定結果の通知

選定結果は実証代表者に通知しますので、速やかに補助金の交付を申請していただきます。

④令和8年10月中旬 補助金交付決定（10月下旬以降の事業開始が目安となります）

7. 事業実施者の選定

（1）審査及び選定方法

事業計画書により、県が応募資格、企画趣旨、事業効果及び実現可能性等を確認し、革新的作業システム実証推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）

で定める基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内で審査合計点が高い実証グループ等を選定します。

（2）審査基準

事業計画書に基づき以下のことについて審査を実施します。

- ①実証内容の実現可能性・・・・・・・・・・・・・・・・（30点）
- ②生産性向上・省力化・労働安全性向上の効果・・・・（30点）
- ③県内への波及効果・・・・・・・・・・・・・・・・（30点）
- ④経費等事業計画の妥当性・・・・・・・・・・・・・・・・（10点）

（3）審査結果の通知及び公表

委員会で評価を行い、実証グループ等としてふさわしい候補者を選定します。

選定の結果は、実証代表者に書面で通知するとともに公表します。

8. 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）選定された応募者は、交付を受けた補助金の経理について大分県革新的作業システム実証推進事業費補助金交付要綱等に基づき、適正に執行すること。
- （2）選定された応募者は、補助金の経理を他の事業等と区別し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。